

陳 情 番 号	161
付託先委員会	総 務 文 教 委 員 会
審 査 結 果 等	

浜田市議会議長様

市職員の飲酒運転を市が把握した場合の取り扱いのルールについて、
分かりやすい説明を求める陳情

令和7年2月18日放送の全国ニュース（ネットに報道動画が多数あります）で、浜田市下府町の住宅街で、民家に衝突してボロボロになりながら暴走する車の映像が放送されました。高齢者が事故の前に飲酒していたという内容の記事もあり、子供達の通学路でもある近所で、従業員も毎日自転車通勤するこの道でこのようなことが起きていることを恐ろしく感じました。

過去、浜田市議会に対して、公表されていない職員の飲酒運転について「有無の公表を求める陳情」等も提出されていますが、執行部は「あったとも無かったとも言えない」と答えています。

浜田市の職員の飲酒運転があった場合、新聞にも載って、市も処分をして公表することもあります。令和7年5月22日の浜田市議会全員協議会で議員の方が上記の「執行部があったとも無かったとも言えない」としてきた件について「地域井戸端会議で、当時議会の副議長だった方が執行部から報告はあったと話している」と言われ、どのような扱いをされたのかという内容の質問をなさっていました。これに対し、副市長は「適切にやっている」という趣旨の回答を繰り返しておられました。その後、インターネットで地域井戸端会議の動画を見てみると、確かに「報告はあった。」とおっしゃっていました。

市民がやりとりを聞いた時、「なぜある職員は処分されたり公表されたり、ある職員は処分されなかったり公表されなかったりするのだろうか？」と不思議に思います。同じルールに照らして処理をするならば、同じように公表されたり処分されたりしなければならないはずですが、ルールに沿わない対応が許されるならば、今後も「あの人はルール通り公表しなかったではないか。私も公表しないでほしい。」とか「あの人はルール通りの処分を受けていないではないか。私も処分しないで欲しい。」ということが起こりかねないのではないのでしょうか。

組織の不祥事があった時、「非難をされるのが嫌だなあ」「誰にも知られたくないなあ」とか「公表したくないなあ」と管理者や責任者は思うかもしれませんが、浜田市において、ある職員は公表し、ある職員は公表しないとか、ある職員は処分され、ある職員は処分されないというのは、市民が聞いても理解できないと思います。何事もルールに照らして



務を処理するのが行政であり、ルールにない運用が許されるのであれば、ルールは形だけで意味のないものになってしまいます。

職員の飲酒運転があったことを市が把握した場合、処分されるケースと処分されないケース、公表されるケース、公表されないケースといったことについて、ルールの変遷もあるかと思いますので、過去のルール改正も含めて分かりやすく説明していただけるよう、執行部に働きかけて下さいます様、お願い申し上げます。

2025 年 6 月 6 日

浜田市国分町
三島 淳寛